

令和7年第5回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和7年3月25日(火) 午前10時

2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

船田 浩
佐藤 和美
高橋 隆紀
照井 睦子
小原 紀実

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	澤藤 樹史
総務課長	石川 貴洋
学校教育課長	中村 隆一
文化財課長	佐藤 康浩
学校給食センター所長	伊藤 泰樹
中央図書館館長	菅野 勝文
博物館館長	渋谷 洋祐
鬼の館館長	後藤 幸生

(2) まちづくり部

まちづくり部長	鈴木 善一
生涯学習文化課長	児玉 康宏
スポーツ推進課長	小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長	高橋 晋
子育て支援課長	久保田 達夫

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案 5 件及び協議 1 件が原案のとおり可決、承認された。

議案第11号 北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

議案第12号 北上市教育振興基本計画策定検討委員会要綱の一部を改正する告示について

議案第13号 地域教育力向上推進委員会設置要綱の一部を改正する告示について

議案第14号 北上市いじめ調査委員会の委員の委嘱について

議案第15号 北上市いじめ調査委員会の臨時委員の委嘱について

協議第 5 号 北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

それでは、ただいまから令和7年第5回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第11号「北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第11号北上市教育委員会行政組

織規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

業務の効率化を図るため、教育委員会事務局内の分掌事務を再整理しようとするものであります。

なお、施行日は、令和7年4月1日とするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第11号について、ご質問等がありましたらお願いします。

教育長 補足の説明はありますか。

総務課長 今回の改正は、総務課及び文化財課の内容となります。
現在、総務課が所管している図書館の設置、管理運営の総合調整及び廃止に関することについて、対象施設へ、博物館及び鬼の館も追加しようとするものとなります。
また、文化財課の係内の分掌を整理するものとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長 次に、議案第12号「北上市教育振興基本計画策定検討委員会要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長

ただいま上程になりました議案第12号北上市教育振興基本計画策定検討委員会要綱の一部を改正する告示について、提案理由を申し上げます。

委員会の所掌事項に教育振興基本計画の進捗管理を加え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定する「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」を図った「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を実施しようとするものであります。

なお、施行日は、令和7年4月1日とするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第12号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

現在の教育振興基本計画は、令和7年度に中間見直しを行う予定としており、改めて委員会を立ち上げるに当たり、計画の進捗管理を適切に実施するために委員会の所掌事務に進捗管理を追加しようとするものとなります。

また、委員の区分を改めて明示したものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第13号「地域教育力向上推進委員会設置要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長

生涯学習文化課長

ただいま上程になりました議案第13号北上市地域教育力向上推進委員会設置要綱の一部改正について、提案理由を申し上げます。

現行の「地域教育力向上推進計画」に基づいて、「子どもの読書活動推進計画」の進捗管理を地域教育力向上推進委員会で行うことに伴い、委員定数の変更等を実施するため、要綱の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年7月1日をもって改正するものです。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第13号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長

現在、子どもの読書活動推進計画は、地域教育力向上推進計画の重点施策として包含して整理されております。

それぞれの計画において、それぞれ委員会を立ち上げ、それぞれの進捗管理を行っておりましたが、令和7年度からは、地域教育力向上推進計画の委員会が一括して進捗管理しようとするものとなります。

一括するに当たり、地域教育力向上推進計画の委員を保育関係者、保護者、子育て支援関係者の区分において、5名増やすことにより、これまで同様に重点施策として位置付け、進捗管理することとしております。

照井睦子委員

今後の統合スケジュールは、どのようにお考えでしょうか。

生涯学習文化課長

令和7年度までは、現行の計画があることから、それぞれで計

画の進捗管理を実施し、令和８年度から一括して進捗管理することとしております。

佐藤和美委員 新たな委員の選出方法は、どのように考えておりますでしょうか。

生涯学習文化課長 現在の子どもの読書活動推進計画の委員から選出することを予定しており、幼稚園２名、保育園２名、学校読書ボランティア１名を想定しております。

会議回数は、それぞれの委員会を２回ずつ開催しておりますが、会議時間自体は長くなる懸念もありますが、統合後は年２回にすることを検討しております。

教育長 改めて、質問等ございますか。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長 お謀りします。

次の議案第14号「北上市いじめ調査委員会の委員の委嘱について」、議案第15号「北上市いじめ調査委員会の臨時委員の委嘱について」以上２件は、関連がありますので、一括して議題としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号及び議案第15号は、一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長

総務課長

ただいま上程になりました議案第14号北上市いじめ調査委員会の委員の委嘱についてほか1件について、提案の理由を申し上げます。

この議案は、第301回北上市議会2月通常会議において「北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例」が一部改正され、4月1日から現行の「北上市いじめ対策専門委員会」が廃止されて新たに「北上市いじめ調査委員会」が設置されることに伴い、その委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱しようとする者は、富士大学経済学部教 佐々木 修一氏、セントラル法律事務所弁護士 沼 徳之 氏、岩手大学短期大学部幼児教育科 准教授 小川 博敬 氏、岩手県教育委員会スクールカウンセラー 阿部 真之 氏の4名で、任期は令和7年4月1日から令和8年12月31日までとするものであります。

なお、この4名は、いずれも条例改正前における「北上市いじめ対策専門委員会」の委員であり、条例が改正されて「北上市いじめ調査委員会」となっても、引き続き現在調査中のいじめ重大事態事案の調査を行ってもらうために委嘱しようとするものです。

次に、議案第15号北上市いじめ調査委員会の臨時委員の委嘱について提案の理由を申し上げます。

この議案も、議案第14号と同様に「北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例」の一部改正に伴い、新たに「北上市いじめ調査委員会」の臨時委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱しようとする者は、条例改正前の「北上市いじめ対策専門委員会」の臨時委員であった齊藤悦郎氏とするものであります。

なお、委員の任期は令和7年4月1日からいじめ重大事態の調査終了日までとするものであります。

教育長

ただいま提案されました議案第14号及び議案第15号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長 選任区分としては、法律、医療、心理、福祉、その他教育委員会が必要と認める者の5区分となります。

また、条例改正に伴い、市長による任命から教育委員会からの任命に変更となるものとなります。

高橋隆紀委員 警察関係者を入れるお考えはありますか。

教育部長 区分の中には、その他教育委員会が必要と認める者があり、重大事態の事案内容に応じて検討することとなるかと思われます。

教育長 警察が加入する重大事態となれば、当北上市いじめ調査委員会の調査とは別に警察においても、捜査が進められることから、警察としても当委員会の委員となることはないのではないかと考えております。

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第14号及び議案第15号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号及び議案第15号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長 次に、協議第5号「北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長

学校教育課長 ただいま上程になりました協議第5号北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

国の令和7年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価等が改正

される見込みであることから、就学援助費支給額及び支給時期、入学前支給の対象費目を改正しようとするものであります。

この改正の施行日は令和7年4月1日であります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第5号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

国の予算単価が改正される見込みから、小中学校就学前の負担軽減のため入学前支給に関する取扱いの変更し、また、高校入学前の負担軽減のため、3点を改正するものとなります。

1点目としては、規則別表第1備考の変更となります。改正前は、小学校の就学予定者の保護者の援助費は、新入学児童生徒学用品費に限るものとしておりましたが、改正後は、学用品費を追加するものとなります。

2点目としては、規則別表第2中「学用品費」及び「通学用品費」の支給時期の変更となり、改正前は、各学期末としておりましたが、学用品費は、入学前又は1学期末、通学用品費は1学期末と改正することにより、入学前支給及び年間支給額一括支給による小中学校入学前・進級後の経済的負担の軽減を図ることとしております。

3点目としては、規則別表第2中「卒業アルバム代」のうち、中学校に係る支給額を増額することにより、支給額増による高校入学前の経済的負担の軽減を図ろうとするものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第5号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長 これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時40分)

議録作成者 教育長 船 田 浩

令和7年3月25日